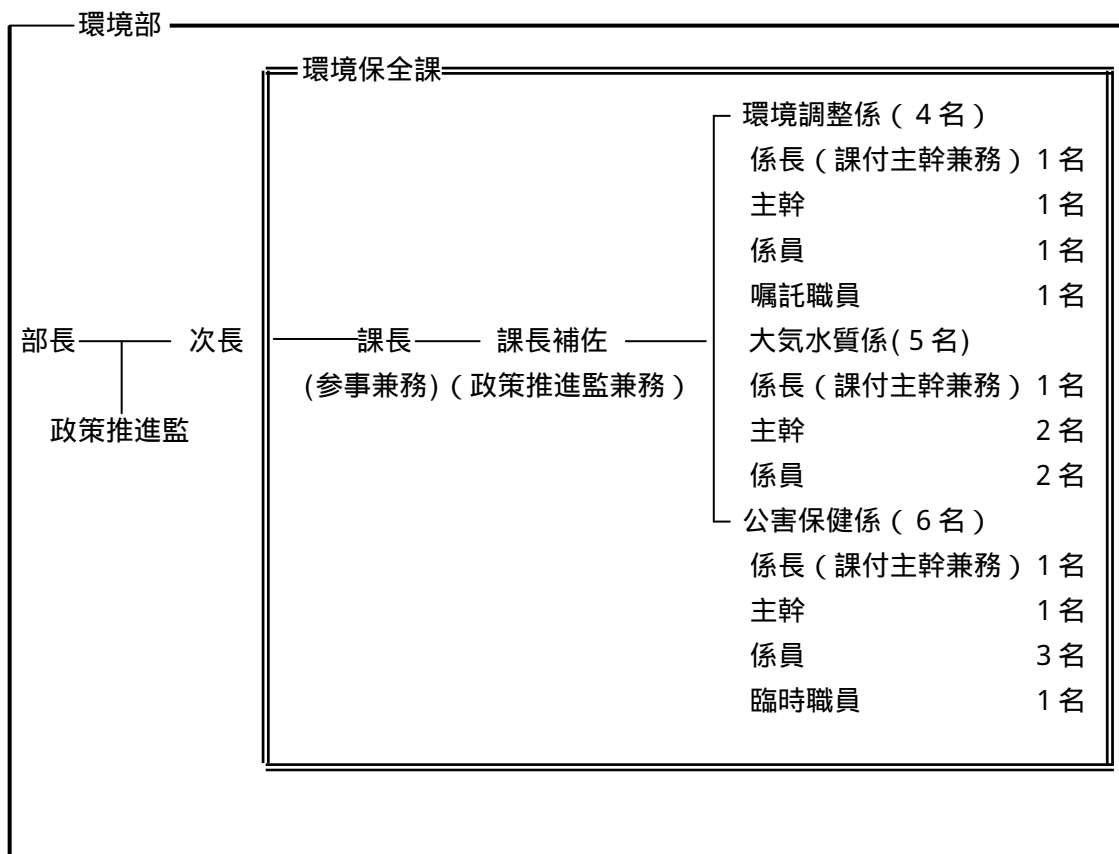


第8章 参考資料

第1節 環境行政組織・予算	131
1. 機構(平成20年4月1日現在)	131
2. 事務分掌	131
3. 予算	133
第2節 環境保全関係各種条例、委員会・委員名簿等	134
1. 四日市市環境基本条例	134
2. 四日市市環境保全審議会条例	137
3. 四日市市公害健康被害認定審査会条例	140
4. 四日市市公害健康被害特別審査会規程	142
5. 四日市市公害診療報酬審査委員会規則	144
6. 四日市市公害健康被害者等療養運営委員会要綱	146
7. 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例	149
8. 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例施行規則	150
9. 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領	151
10. 四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱	153
11. 四日市市低公害車普及等助成金交付要綱	156
12. 四日市市鳥獣使用関係手数料条例	160
13. 四日市市家庭用新エネルギー普及支援事業補助金交付要綱	161
14. 四日市市中小事業者等向け新エネルギー普及支援事業費補助金交付要綱	164
15. 四日市市温泉法施行細則	167
16. 四日市市温泉法施行要領	169
17. 四日市市建築物における衛生的環境の確保に関する法律事務取扱要領	171
18. 四日市市水道事務取扱要領	173
19. 四日市市水浴場指導要領	177
20. 四日市市環境学習センター条例	179
21. 四日市市環境学習センター条例施行規則	180
第3節 四日市市の主要工場一覧表	182
第4節 四日市市における環境の推移	183
1. 二酸化硫黄年平均濃度	183
2. 二酸化窒素年平均濃度	183
3. 光化学スモッグ発令状況	183
4. 公害苦情件数	184
5. 公害健康被害認定者数	184
6. 海域のCOD濃度年平均値	184
7. 河川のBOD濃度年平均値	184

第1節 環境行政組織・予算

1. 機構（平成20年4月1日現在）



2. 事務分掌

環境調整係

- (1) 環境保全に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 環境計画及び公害防止計画に関すること。
- (3) 環境保全審議会に関すること。
- (4) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (5) 鳥獣飼養の許可及び鳥獣保護に関すること。
- (6) 温泉の利用、特定建築物の環境衛生及び専用水道等に係る監視、調査及び指導に関すること。
- (7) 環境学習センターに関すること。
- (8) 国際環境技術移転研究センターとの連絡に関すること。
- (9) 部内の事務事業の調整に関すること。
- (10) 部及び課の庶務に関すること。

大気水質係

- (1) 公害防止協定に関する事。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関する事。
- (3) 遊泳用プールに係る監視、調査及び指導に関する事。

公害保健係

- (1) 公害健康被害者の補償給付に関する事。
- (2) 公害健康被害認定審査会に関する事。
- (3) 公害保健福祉事業に関する事。
- (4) 健康被害予防事業に関する事。
- (5) 公害健康被害者みたき保養所に関する事。
- (6) その他公害保健対策に関する事。

3. 予 算

(単位：千円)

	16	17	18	19	20
保健衛生総務費	215,396	220,454	220,816	185,846	188,396
人件費	215,396	220,454	220,816	185,846	188,396
環境保全費	103,854	86,916	96,736	101,005	111,820
公害対策事業	69,735	57,696	58,593	64,652	66,011
環境保全事業	8,509	5,437	5,404	5,435	5,444
環境教育推進事業	9,358	8,287	7,892	8,235	5,261
(自然環境保全推進事業を含む)					
国際環境協力推進事業	6,300	5,985	5,985	5,985	5,985
一般管理業務	5,452	6,085	8,370	2,514	2,351
地球温暖化対策事業	-	3,426	10,492	14,184	26,768
公害資料庫関係事業費	4,500	-	-	-	-
公害健康被害補償費	839,292	864,008	863,042	841,140	809,817
公害健康被害補償給付関係経費	831,076	855,284	854,573	832,512	801,165
公害保健福祉事業	2,834	2,895	2,581	2,713	2,649
公害健康被害予防事業	527	526	522	524	524
環境保健健康診査事業	1,831	2,043	2,080	2,266	2,273
環境保健調査事業	1,799	2,036	2,062	2,300	2,381
みたき保養所管理運営事業費	122	121	121	121	121
四日市医師会公害対策費補助金	270	270	270	270	270
三重県公害保健医療研究協議会等負担金	833	833	833	434	434
公害対策関係予算額	1,549,789	1,518,836	1,453,563	1,416,403	1,110,013
一般会計総予算	95,980,000	93,290,000	95,400,000	98,138,000	99,848,000
一般会計に占める割合(%)	1.6%	1.6%	1.5%	1.4%	1.1%

第2節 環境保全関係各種条例、委員会・委員名簿等

1. 四日市市環境基本条例

(平成7年3月30日 四日市市条例第12号)

わたしたちのまち、四日市は、西に緑豊かな鈴鹿山脈、東に恵み豊かな伊勢湾という自然に生まれ、東海道の宿場町として、古くから栄えてきた。

また、我が国有数の工業都市として、我が国の発展に寄与してきたが、その過程で四日市公害という悲惨な経験をし、貴い教訓を得ている。

一方、わたしたちが生活の利便性や豊かさを追求するあまり、わたしたちのまちのみならず、地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちはすべて、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、こうした良好な環境を保全し将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

貴い教訓を礎として、すべての者の参加と協調により、人と自然が共生できるまちづくり、環境への負荷の少ないまちづくり及び地球的な視野に立った取組ができるまちづくりを推進することがわたしたちの使命である。

ここに、わたしたちは、この使命を深く自覚し、市民の総意として、本市の良好な環境の保全と創造に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造に関し、環境基本法(平成5年法律第91号)の精神にのっとり、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務並びに基本方針を明らかにするとともに、基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「良好な環境」とは、土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、わたしたちの存在基盤であり、かつ有限である恵み豊かな自然環境を、現在及び将来の市民が享受できるよう、行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減並びに持続的発展が可能なまちづくりを目指して、行われなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、本市の優れた環境保全技術の活用など地球的視野

に立った取組により、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、各種施策を進めるに当たり、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)をその基底として、良好な環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)を実施する責務を有する。

2 市は、環境施策の実施に当たっては、国、三重県及び近隣の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、良好な環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく環境施策を推進するものとする。

(1) 産業公害の防止、自動車交通公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理等により、大気、水、土壌等を良好な状態に保持し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

(2) 水や緑に親しむことができる都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、だれもが利用しやすい施設の整備、歴史的文化的遺産の保全と活用等により、潤いと安らぎのある都市環境を創造すること。

(3) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全、貴重な野生生物の保護及び生態系の多様性の確保を図るとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の活用等により、地球環境の保全を図ること。

(5) 人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境への負荷の低減に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する系統的な教育及び学習の推進を図ること。

(環境計画)

第8条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境計画を策定しなければならない。

2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的な目標、地域別目標、環境施策の方向及び環境配慮の指針

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境計画を策定するに当たっては、あらかじめ四日市市環境保全審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(総合的調整)

第10条 市は、環境施策の実効的な推進をはかるため、次に掲げる事項について総合的な調整を行うものとする。

(1) 環境計画に関すること。

(2) 環境へ著しい負荷を及ぼすおそれのある市の施策の実施に関すること。

(3) その他環境施策の総合的推進に関すること。

2 市は、前項に規定する総合的な調整を行うため、四日市市環境調整会議を置く。

(調査研究体制の整備等)

第11条 市は、科学的予見性に基づく環境施策の推進を図るため、環境に関する調査研究体制の整備を図るとともに、他の研究機関との積極的な交流に努めるものとする。

(指導等)

第12条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体(以下「民間団体」という。)に対し、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又は民間団体による良好な環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(教育、学習等の振興)

第14条 市は、事業者、市民又は民間団体が良好な環境の保全及び創造について理解を深め、責任ある行動がとれるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(国際環境協力)

第15条 市は、海外の地域の環境の保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第16条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行についての必要な事項は、市長が別に定める。

2. 四日市市環境保全審議会条例

(昭和63年3月31日 四日市市条例第15号)

(設置)

第1条 本市の良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、四日市市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境計画に関すること。
- (2) 産業公害及び都市生活型公害の対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全対策に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全及び創造に関して、特に必要があると認められる事項に関すること

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織等の代表
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 良好な環境の保全及び創造に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会には、前項に規定する委員のほか、必要に応じて、専門の知識を有する者のうちから、市長の委嘱により、専門員を置くことができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

(会議の招集)

第7条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

第8条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を聞くことができない。

2 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 部会の議事は、前条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第10条 審議会の事務を円滑に処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(四日市市公害対策審議会条例の廃止)

2 四日市市公害対策審議会条例(昭和41年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

四日市市環境保全審議会委員名簿

〔審議会委員〕

（順不同、敬称略）

	職 名	氏 名
市 議 員	四日市市議会議員	杉 浦 貴
	四日市市議会議員	村 上 悦 夫
学 識 経 験 者	四日市看護医療大学学長	河 野 啓 子
	四日市市自然保護推進委員会委員	桐 生 定 巳
	三重大学大学院生物資源学研究科教授	齊 藤 昌 宏
	三重中京大学短期大学部教授	杉 崎 清 子
	四日市大学環境情報学部教授	武 本 行 正
	四日市大学総合政策学部教授	谷 岡 経 津 子
	四日市医師会長	小 林 篤
	三重大学名誉教授	水 野 孝 之
	四日市市顧問弁護士	森 川 仁
住 民 自 治 組 織 等 の 代 表	四日市商工会議所代表 （四日市商工会議所 女性部会長）	服 部 洋 子
	連合三重三泗地域協議会代表（議長）	吉 田 文 雄
	四日市市自治会連合会代表 （大矢知地区連合自治会長）	伊 藤 峯 夫
	四日市消費者協会会長	中 嶋 敦 子
市 職 員	四日市市副市長	黒 田 憲 吾

〔審議会幹事〕

市 職 員	四日市市経営企画部長	武 内 彦 司
	四日市市市民文化部長	田 代 和 典
	四日市市都市整備部長	後 藤 正 幸
	四日市市環境部長	山 口 喜 美 男

（H21.3.31）

3. 四日市市公害健康被害認定審査会条例

(昭和49年6月20日四日市市条例第27号)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、四日市市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠法規)

第2条 審査会の組織、運営その他必要な事項は、法第45条に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 審査会は、公害による健康被害者の疾病の認定及び障害の程度等法に規定する事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。

2 市長は、前項の意見を尊重するものとする。

(組織)

第4条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 審査会は、会長が召集する。

2 審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3項の規定は、法附則第1条本文の規定に基づく政令で定める日から施行する。

2. 前項の規定は、同項中「及び附則第3項」に係る部分を除き、本市が法第4条第3項に規定する政令で定める市となるまでは、効力を発しない。

3. 四日市市公害被害者認定審査会条例(昭和45年四日市市条例第1号)は廃止する。

附則(昭和62年12月24日条例第45号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附則(平成16年12月28日条例第52号抄)

(施行期日)

1. この条例は、平成17年2月7日から施行する。

四日市市公害健康被害認定審査会委員名簿

(H21.3.31 現在)

国立大学法人 三重大学	教 授	横 山 和 仁
四 日 市 医 師 会	会 長	小 林 篤
”	副 会 長	塚 本 久 和
”	理 事	梶 山 知 英
”	環境対策委員会委員	二 宮 俊 之
”	環境対策委員会委員	藤 原 庸 隆
”	環境対策委員会委員	棟 方 英 次
”	環境対策委員会委員	品 川 宏
県立総合医療センター	院 長	高瀬 幸次郎
”	呼吸器科医長	吉 田 正 道
市立四日市病院	副 院 長	一 宮 恵
”	呼吸器科部長	池 田 拓 也
弁 護 士		杉 浦 肇
弁 護 士		中 川 かおり

(注) 会長 副会長

(順不同、敬称略)

4 . 四日市市公害健康被害特別審査会規程

(設置)

第1条 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領に基づき、市長の附属機関として、四日市市公害健康被害特別審査会(以下「特別審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠規定)

第2条 特別審査会の組織、運営、その他必要な事項は、要領に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 特別審査会は、公害健康被害の補償等に関する法律に定める公害健康被害認定審査会の所掌事項に準ずる事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。ただし、認定に関する事項を除く。

2 市長は、前項の意見を尊重しなければならない。

(組織)

第4条 特別審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学、その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 特別審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 特別審査会は、会長が招集する。

2 特別審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 . この規程は、公布の日から施行する。

2 . 最初に任命される特別審査会の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず昭和53年8月31日限りとする。

附則

この規定は、昭和63年3月1日から施行する。

四日市市公害健康被害特別審査会委員名簿

(H21.3.31 現在)

国立大学法人 三重大学	教 授	横 山 和 仁
四 日 市 医 師 会	会 長	小 林 篤
”	副 会 長	塚 本 久 和
”	理 事	梶 山 知 英
”	環境対策委員会委員	二 宮 俊 之
”	環境対策委員会委員	藤 原 庸 隆
”	環境対策委員会委員	棟 方 英 次
”	環境対策委員会委員	品 川 宏
県立総合医療センター	院 長	高瀬 幸次郎
”	呼吸器科医長	吉 田 正 道
市立四日市病院	副 院 長	一 宮 恵
”	呼吸器科部長	池 田 拓 也
弁 護 士		杉 浦 肇
弁 護 士		中 川 かおり

(注) 会長 副会長

(順不同、敬称略)

5 . 四日市市公害診療報酬審査委員会規則

(昭和49年10月1日、四日市市規則第27条)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)の規定による療養の給付にかかる診療報酬請求書の審査を行うため、四日市市公害診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査委員会は、市長が委嘱する審査委員6名以内をもって組織する。

2 審査委員会に委員長1人を置き、審査委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した審査委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 審査委員の任期は、2年とする。ただし、審査委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会の招集)

第4条 審査委員会は、毎月1回以上委員長が招集する。

(議事)

第5条 審査委員会は、委員定数の2分の1以上の出席がなければ審査を行うことができない。

(業務)

第6条 審査委員会は、第1条の目的を達成するため、法第20条の規定による公害医療機関から市長に対して提出された公害健康被害補償診療報酬請求書の審査を行う。

2 審査委員会は、毎月分につき、前月分の診療報酬請求書を、その月の15日までに審査しなければならない。

3 審査委員会は、前項の審査をするときは、法第22条及び第23条の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査する。

(秘密を守る義務)

第7条 審査委員又は審査委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和63年2月29日規則第2号)

この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

附則(平成17年2月4日規則第6号抄)

(施行規則)

1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。

四日市市公害診療報酬審査委員会委員名簿

(H21.3.31 現在)

四日市医師会	会長	小林 篤
〃	副会長	塚本 久和
〃	環境対策委員	二宮 俊之
〃	環境対策委員	棟方 英次
県立総合医療センター	院長	高瀬 幸次郎
市立四日市病院	副院長	一宮 恵

(注) 委員長

(順不同、敬称略)

6 . 四日市市公害健康被害者等療養運営委員会要綱

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)による公害保健福祉事業及び大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業(以下「公害保健福祉事業等」という。)の推進を図るため、四日市市公害健康被害者等療養運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公害保健福祉事業等の円滑な運営を図るため、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内を持って組織する。

2 委員は、医学その他公害保健福祉事業等の運営に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 公害保健福祉事業等に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

第8条 委員会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長及び部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員長及び部会長が、必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

第 1 0 条 委員会に幹事若干人を置き、関係機関の職員又は市職員のうちから、市長が委
嘱し、又は任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

3 幹事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(委員会の庶務)

第 1 1 条 委員会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見
を聞いて、委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和 5 0 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 6 3 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

四日市市公害健康被害者等療養運営委員会委員幹事名簿

(H21.3.31 現在)

委 員	国立大学法人 三重大学	教 授	横 山 和 仁
	四 日 市 医 師 会	会 長	小 林 篤
	〃	副 会 長	塚 本 久 和
	〃	理 事	梶 山 知 英
	〃	理 事	水 谷 健 一
	〃	環境対策委員会委員	二 宮 俊 之
	〃	環境対策委員会委員	藤 原 庸 隆
	〃	環境対策委員会委員	棟 方 英 次
	〃	環境対策委員会委員	川 村 芳 秋
	〃	環境対策委員会委員	西 村 泰 豪
	〃	環境対策委員会委員	山 中 珠 美
	県立総合医療センター	院 長	高瀬 幸次郎
	〃	呼吸器科医長	吉 田 正 道
	市立四日市病院	呼吸器科部長	池 田 拓 也
	〃	小児科部長	坂 京 子
市保健センター	参 事	長 尾 康 治	
幹 事	四 日 市 市	環 境 部 長	山 口 喜 美 男

(注) 委員長 副委員長

(順不同、敬称略)

7. 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例

(昭和54年3月26日、四日市市条例第13号)

(設置)

第1条 本市は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第1項の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)の健康回復促進と福祉の増進を図るため保養所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 四日市市立公害健康被害者みたき保養所

位置 四日市市久保田二丁目5番23号

(使用者の範囲)

第3条 四日市市立公害健康被害者みたき保養所(以下「保養所」という。)を使用することができる者は、被認定者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その他の者の使用を妨げないものとする。

(使用の許可)

第4条 保養所を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。ただし、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しない。

(使用許可の取消等)

第5条 市長は、次の名号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) その他市長が管理上特に必要があると認めたとき。

(損害賠償)

第6条 使用者は、保養所の施設、設備等を損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月24日条例第44号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

8 . 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和54年3月30日、四日市規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例(昭和54年条例第13号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市立公害健康被害者みたき保養所(以下「保養所」という。)の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 保養所の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎週火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

(使用許可の申請)

第4条 保養所を使用しようとする者は、使用日の前日までに使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請書は、使用日の1月前までは受理しない。

(使用の許可)

第5条 市長は、保養所の使用を許可しようとするときは、使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付してこれを行う。

(許可書の提示)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用当日に前条により交付を受けた許可書を係員に提示し、使用についての指示を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の名号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(2) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙をし、又は釘類を打たないこと。

(3) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。

(4) 許可を受けた室又は設備器具等以外のものを使用しないこと。

(5) その他市長の指示に従うこと。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、保養所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則(平成5年9月29日規則第38号)

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

9. 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領

1. 特別救済措置の対象者は、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）に基づき認定された者であって、次の名号の一に該当する者とする。
 - (1) 原告患者 津地方裁判所四日市支部昭和42年(ワ)第138号損害賠償請求事件の原告
 - (2) 自主交渉患者 昭和47年11月30日付をもって、昭和四日市石油株式会社、三菱油化株式会社、三菱化成株式会社、三菱モンサント化成株式会社、中部電力株式会社及び石原産業株式会社と四日市公害訴訟弁護団団長北村利弥を代理人として締結した協定書添付別表(1)乃至(140)記載の者
2. 前項の対象者に対して法第3条第1項第2号から第5号まで及び第7号に規定する補償給付の額に相当する金員を支給する。
3. 市長は、別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞いて対象者の障害の程度及び対象者の障害又は死亡について他の原因があると認められる場合の他原因の参酌の程度を決定する。
4. 市長は、対象者の障害の程度について少なくとも1年に1回公害健康被害特別審査会の意見を聞いて障害の程度の見直しを行う。
5. 市長は、対象者が正当な理由なく第3項又は前項による審査を受けなかったときは、その者に対する第2項の支給を停止することができる。
6. 対象者は、障害の程度が増進したことを理由として、第2項に基づく支給額の改定を市長に請求することができる。
7. 対象者に対して同一の事由について損害が填補されたときは、第2項の支給を行わない。
8. 第3項又は第4項に基づく決定に不服がある者は、市長に対し異議を申立てることができる。
9. 第2項に基づく金員の支給について、この要領に特別の定めがない場合は法の例による。

附則

1. この要領は、昭和53年4月1日から施行する。
2. 第2項に基づく金員の支給の始期及び最初の月分の支給額については、別添「特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法」の定めるところによる。
3. 法施行以後、本要領の施行前に前項に基づく支給の始期が到来していた者については、本要領が施行されていたならば支給すべきであった金員を昭和54年3月31日までの間に支払う。
4. この要領施行のためにする公害健康被害特別審査会の設置及び第3項の規定に基づく障害の程度の決定等の準備行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附則

この要領は、昭和63年3月1日から施行する。

別添：特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法

1. 控除対象額

- (1) 原告患者 判決額から弁護士費用を控除した額とする。
- (2) 自主交渉患者 協定額（但し、解決一時金は含まない。）

2. 控除額

(1) 認定年月より昭和49年8月迄の期間

別表「標準給付基礎月額表」による性別、年齢階層別、診察実日数別障害補償費相当額及び児童補償手当相当額とする。

(2) 昭和49年9月以降の期間

市長が別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞き、障害の程度等を決定し、法が適用されたとしたならば当該障害の程度等に応じて支給される金額に相当する額とする。

3. 特別救済措置に係る支給の始期及び当該月における支給額

支給の始期は、該当者のそれぞれの月の控除額の総計が控除対象額をこえるに至った月とし、当該月における支給額はそのこえた額とする。

10. 四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 市民の生活環境改善に資するため中小企業者及び中小企業団体の工場又は事業所から発生するばい煙、粉じん、排水、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物等(以下「公害」という。)を除去する施設の設置、改善並びに移転に要する資金又は、中小企業者若しくは中小企業団体が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM法」という。)に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替えを行う場合に要する資金を融資することを目的とする。

(融資資金)

第2条 (削除)

(融資資金の預託及び融資目標)

第3条 市は第1条の目的を達成するため、本制度の運用資金として毎年予算の範囲内で定める額を市の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に年度当初決済用預金として預託する。

2 指定金融機関は年度当初に預託を受けた資金の9倍以上を目標額として三重県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証を付して融資するものとする。

(融資の対象)

第4条 融資の対象は次の各号に該当するものとする。

(1) 市内に引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定めるものをいう。)又は中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に定めるものをいう。)で現に公害が発生しているもの及び発生のおそれのあるもの又は、自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替えを行うもの

(2) 協会の保証対象事業に該当するもので貸付金の返済が確実であると認められるもの

(3) 市税を完納しているもの

(4) 前3号に該当するもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(資金の使途)

第5条 資金の使途は次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

(1) 第1条に規定する公害を除去し、又は防止するために必要な設備の購入、設置、改造

(2) 公害発生施設の移転若しくは取り除き又は作業場の移転

(3) 自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え

(融資の条件)

第6条 融資の条件は次の各号により行うものとする。

- (1) 融資限度 1企業につき設備資金3,000万円以内、移転資金5,000万円以内。ただし、保証付きは3,000万円を限度とする。
- (2) 貸付利率 年率とし、長期プライムレートから1.5パーセントを減じた率。ただし、長期プライムレートが2.7パーセントを下回るときは、長期プライムレートを2.7パーセントと見なす。
- (3) 貸付期間及び返済方法
設備資金7年以内、据置期間1年含む。移転資金10年以内、据置期間1年含む。月賦返済とする。
- (4) 保証料率
協会所定料率 - 0.3パーセント
- (5) 担保 必要に応じて徴求する。
- (6) 連帯保証人
原則として借受人が法人の場合は代表者が連帯保証人になり、個人の場合は不要とする。ただし、他に実質的経営者がいる場合等は連帯保証人に加える場合がある。

(融資手続)

第7条 この要綱による融資を受けようとするもの(以下「借受者」という。)は所定の申込書に必要書類を添付して指定金融機関に申込みものとする。

- 2 指定金融機関は前項の申込書を受理したときは、速やかに実態調査を行いこの制度によることが適当と認められるものについては協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
- 3 協会は前項の依頼があったときは、内容審査のうえ諾否を決定し、指定金融機関に通知するとともに、その旨を市長に報告するものとする。
- 4 指定金融機関は協会より保証決定の通知を受けたときは、所定の手続を経た後速やかに貸付けを実行するものとする。ただし、特別の事由のあるものについては市長並びに協会と協議のうえ融資の拒否又は融資条件を変更することができるものとする。

(融資決定の取消し等)

第8条 市長は、本要綱による融資の決定を受けたもの又はすでに貸付けを行ったものが貸付条件に違反したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(届出の義務)

第9条 借受者が融資条件の改善を完了したときは、速やかに完了届を市長に提出しなければならない。また、第5条第3号に規定する車の買い替えを行った場合は、廃車(完全抹消)を証する書類及び新たに購入した車の自動車検査証を提出しなければならない。

(利子補給)

第10条 市長は、融資の決定を受けた借受者に対し、利子補給金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する利子補給金の対象限度額及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 利子補給金の対象限度額 設備資金については1,000万円を、移転資金については3,000万円を最高限度額とする。

(2) 利子補給率 第6条第2号の貸付利率の2分の1以内

3 利子補給金の請求等に関する一切の手続は、借受者の依頼を受けて指定金融機関が代行しなければならない。

(利子補給金の額)

第11条 前条第1項の規定により交付する利子補給金の交付額は、毎年前年の10月1日からその年の9月30日までの期間における融資残高に対し、第10条第2項の利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の申請)

第12条 第10条の利子補給金の交付について借受者の依頼を受けた指定金融機関は次に掲げる書類を作成し前条に規定する期間の終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金交付申請書

(2) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金計算明細書

(利子補給金の交付決定)

第13条 市長は前条の利子補給金交付申請書の提出があったときは、速やかにその可否を審査のうえ指定金融機関を経て借受者に対し利子補給金の交付決定を行うものとする。

(利子補給金の請求)

第14条 指定金融機関は前条の交付決定に基づき「四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金請求書」を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第15条 市長は前条により指定金融機関から利子補給金交付請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、調査のため特に日時を要するときはこの限りでない。

(利子補給金の取消し等)

第16条 市長は借受者が第8条の取消し等の命を受けた場合は利子補給金の全部又は一部を交付しないものとする。

(報告の徴収等)

第17条 指定金融機関は市長が指定金融機関の行った融資に関し報告を求めたとき、又は職員をして当該融資若しくは利子補給に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合はこれに協力しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 1 . 四日市市低公害車普及等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市が、低公害車の普及等を促進するために予算の範囲内で行う助成制度の運営について必要な事項を定め、もって自動車交通公害の低減に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 本助成を受けることができるものは、四日市市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる民間事業者等(以下「事業者等」という。)とする。ただし、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第52条に規定する汚染負荷量賦課金の納付義務者である事業者等は除く。

(助成対象事業)

第3条 この要綱において助成の対象となる事業は、次の名号に掲げる事業とする。

(1) 低公害車導入事業

事業者等が低公害車を購入する事業

(2) 最新規制適合車等代替事業

事業者等が排出ガスのより少ない最新規制適合車等を代替のために購入する事業

2 前項に掲げる事業の内容等については、市長が別に定める。

(助成金の申込み)

第4条 本助成を受けようとする事業者等は、四日市市に所定の書類を添えて、四日市市低公害車普及等助成金交付申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 四日市市は、毎年、別途期間を定めて前項の申込みを受け付けるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表の第1欄に定める助成対象事業ごとに、事業費(寄附金その他の収入がある場合はそれらを除外した額)と第2欄に定める基準額を比較して、いずれか少ない額(ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とする。

(助成金の決定)

第6条 四日市市は、第4条による申込書の提出があった場合においては、当該申込みに係る書類の審査及び必要に応じ調査等(現地調査、ヒアリング、参考となる書類の提出等。以下同じ。)を行い、助成金の交付の決定を行うとともに、事業者等に本要綱の目的を達成するため必要な条件を付して、四日市市低公害車普及等助成金交付(変更)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

なお、助成金を交付できないときは、事業者等に理由を付して、四日市市低公害車普及等助成金交付却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(内容の変更等)

第7条 前条の助成金の交付の決定を受けた事業者等は、決定後において、事情により申

込みの内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、四日市市に四日市市低公害車普及等事業に係る変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を遅滞なく提出し、承認を得なければならない。

（助成金の目的外使用禁止及び経理区分）

第8条 本助成を受けた事業者等は、助成金を助成対象事業の目的以外に使用してはならない。

2 本助成を受けた事業者等は、助成対象事業に係る経理について、関係書類を事業の完了後5年間保管しなければならない。

（事業の進捗中における報告等）

第9条 四日市市は、必要があるときは、本助成を受けようとする事業者等に対し、随時報告を徴し、又は指導及び調査等を行うことができるものとする。

（完了報告及び助成金の請求）

第10条 本助成を受けようとする事業者等は、助成対象事業の完了後10日以内に、必要な書類を添え、四日市市低公害車普及等助成金に係る事業完了報告書（第5号様式）及び四日市市低公害車普及等助成金請求書（第6号様式）を四日市市に提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び支払）

第11条 四日市市は、前条の報告を受けた場合、報告に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、支払うものとする。

（助成金の交付の決定の取消し）

第12条 四日市市は、本助成金の交付の決定を受けた事業者等か次の名号の一に該当する場合、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽り、その他の不正の手段により、助成金の交付の決定を受けた場合
- （2） 助成金を他の用途へ使用した場合
- （3） 第9条に定める報告等及び第16条に定める監査について、特別の理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- （4） 第7条による事業の中止、又は廃止に係る書類の提出があった場合
- （5） 助成金の交付の決定に付した条件に違反した場合
- （6） その他この要綱に違反したと認められる場合

（助成金の返還）

第13条 四日市市は、前条により助成金の交付の決定を取り消したときに、既に助成金が支払われている場合は、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第14条 本助成を受けた事業者等が、前条により返還を求められたときは、その請求に係る助成金を受領した日から四日市市に納付した日までの日数に応じて、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を四日市市に納めなければならない。

2 本助成を受けた事業者等は、返還を求められた助成金を納付期日までに納めな

かったときは、納付期日の翌日から完納の日の前日までの日数に応じて、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を四日市市に納めなければならない。

- 3 四日市市は前2項において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することかできるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第15条 本助成を受けた事業者等は、本助成により取得した財産については、四日市市が別に定める期間は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を行わなければならない。

- 2 本助成を受けた事業者等は、前項の財産を四日市市の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃車してはならない。

- 3 本助成を受けた事業者等は、前項の承認を受ける場合には、あらかじめ四日市市に理由及び内容を記載した四日市市低公害車普及等事業により取得した財産の処分に関する承認申請書(第7号様式)を提出しなければならない。

- 4 四日市市は、前3項までの場合において必要があると認めるときは、その管理及び運営の状況を調査することができるものとする。

- 5 本助成を受けた事業者等が、助成金に係る低公害車の処分により収入があったときは、四日市市低公害車普及等事業により取得した財産の処分に関する決定通知書(第8号様式)により四日市市の承認を受けた場合を除き、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を四日市市に返還しなければならない。

(監査)

第16条 四日市市は、第6条による助成の決定後、必要があると認めるときは、本事業の成果等に関し、監査ができるものとする。

- 2 四日市市は、前項の監査を行うときは、あらかじめ、本助成を受けた事業者等に期日その他必要な事項を通知するものとする。

- 3 四日市市は、第1項による監査の結果、著しく不相当と認めるときは、本助成を受けた事業者等に対し、所要の措置を取るべきことを命ずることができるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則(平成8年3月29日告示第105号)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成8年4月1日以後になされた交付申請に基づき交付するものから適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例による。

附則（平成 17 年 1 月 31 日告示第 34 号）

この要綱は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

別表

助成対象事業名	助成基準額
1 低公害車導入事業 次の車両の購入 （1）電動軽自動車 （2）電動スクーター	次により算出した額の合計額 1,236,000円×購入台数 148,000円×購入台数
2 最新規制適合車等代替事業	最新規制に適合する車両等の購入 費の100分の1に相当する額

12. 四日市市鳥獣飼養関係手数料条例

(平成12年3月29日 条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき本市が徴収する鳥獣飼養関係事務手数料に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種別及び金額)

第2条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に規定する鳥獣飼養に関する事務の手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥獣飼養許可証交付手数料 1件につき 3,400円
- (2) 鳥獣飼養許可証再交付手数料 1件につき 3,400円

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(楠町との合併に伴う経過措置)

2 平成17年2月7日(以下「合併日」という。)前に、楠町手数料徴収条例(平成12年楠町条例第3号。以下「楠町の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

追加〔平成16年条例52号〕

3 楠町の条例の規定により徴収した、又は徴収すべきであった手数料の取扱いについては、なお楠町の条例の例による。

追加〔平成16年条例52号〕

附 則(平成16年12月28日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

13. 四日市市家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等について、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に、基本的な事項について定める。

(補助金交付の対象)

第2条 市は、三重県新エネサポーター登録要領に規定する三重県新エネサポーターへの登録を承諾する者であって、第3条に定める要件に適合する次の各号に定める新エネルギー設備（以下「対象設備」という。）を市内に設置しようとする個人（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付する。

- (1) 住宅用太陽光発電システム
- (2) 前号と同時に設置するCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器
- (3) 第1号と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器

(対象設備)

第3条 対象設備は、各年度の4月1日以降に設置工事を開始し、当該年度の2月末日までに設置工事を完了予定のもののうち、次の各号の要件に適合したものをいう。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りて連系する太陽光発電システムであるもの。
- (2) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器 エネルギー消費効率COPが3.0以上のCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器であるもの。
- (3) 家庭用ガスエンジン給湯器 都市ガス又はLPガスを燃料とし、ガスエンジンユニット並びに貯湯ユニットから構成される、熱の供給を主目的としたガスエンジン給湯器であるもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は定額とし、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(募集及び応募方法)

第5条 市は、募集期間及び予算の範囲内で募集件数を定め、補助事業者を募集する。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、応募申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(予定者の決定)

第6条 市長は、応募申込書を審査して、補助金の交付予定となる補助事業者（以下「予定者」という。）を決定する。この場合において、募集件数を超える応募申込みがあったときは、公開抽選により予定者を決定するものとし、抽選内容等については別に定めることとする。また、募集期間を終了してなお募集件数に満たない場合は、補助事業者を追加募集するものとし、その際における募集期間及び応募方法等については別に定めることとする。

2 市長は、予定者を決定したときは、補助金交付予定通知書（第2号様式）により通知

するものとする。

- 3 市長は、第1項の決定に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。
- 4 市長は、予定者とならなかった応募者に対して、補助金申込の結果について（第3号様式）により通知するものとする。

（工事着工届の提出）

第7条 補助金交付予定通知書に記載された通知の日以前に対象設備の設置工事を開始した予定者については補助金交付予定通知書に記載された日から起算して30日以内、その他の予定者については対象設備の設置工事を開始した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、工事着工届（第4号様式）を市に提出しなければならない。

- 2 予定者が、前項の工事着工届を定められた期間内に市に提出しなかったときは、予定者の決定を取り消すこととする。

（計画変更・中止の承認）

第8条 予定者は、対象設備の設置工事の内容を変更するとき、又はやむをえない理由により対象設備の設置を中止しようとするときは、あらかじめ計画変更（中止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお予定者は、最後まで事業を遂行することを心がけなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認すべきものと認めるときは、計画変更（中止）承認通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の決定に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

（補助金交付の決定及び額の確定）

第9条 予定者は、対象設備の設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（兼 設置完了報告書）（第7号様式）を市に提出しなければならない。期日に遅れた場合は、本補助事業への申込を取り下げたものとみなすので注意すること。

- 2 市長は、補助金交付申請書（兼 設置完了報告書）が提出されたときは、必要な審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、当該予定者に対して、交付決定通知書（兼 額の確定通知書）（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、補助金交付請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第11条 補助事業者においては、第5条第2項の応募申込書、予定者においては、第8条第1項の計画変更（中止）承認申請書及び第9条第1項の補助金交付申請書（兼 設置完了報告書）の手続の代行を対象設備を販売する者（以下「手続代行者」という。）に対して依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。

(検査)

第 12 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、予定者又は手続代行者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(手続代行の指導)

第 13 条 市は、手続代行者が提出する報告等により、その者の手続代行が本要綱に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、当該手続代行の是正を指導することができる。

(管理)

第 14 条 補助対象者は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 対象設備が毀損され又は、滅失したときは、その旨を市に届け出なければならない。

(処分の制限)

第 15 条 補助対象者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認届出書(第 10 号様式)市に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 16 条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条第 2 項の規定による交付決定の全部または一部を取消することができる。

(1) 補助対象者が法令、本要綱、要領又はそれらに基づく市の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助対象者が補助金を対象設備の設置以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象者が本補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 補助対象者は、市が前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、市の請求に応じ、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 補助対象者は、第 15 条の規定により承認を受けて対象設備を処分した場合において、市の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(協力)

第 17 条 市は、補助金の交付を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 使用状況調査報告書(第 11 号様式)の提出

(2) その他市が協力依頼する事項

(雑則)

第 18 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 2 日から施行する。

14. 四日市市中小事業者等向け新エネルギー普及支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する中小事業者等向け新エネルギー普及支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等について、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に、基本的な事項について定める。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付の対象は、市内で1年以上同一事業を営んでいる中小事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）で、よっかいち1人1日1kgCO₂ダイエット事業の協賛事業所となることを承諾するもののうち、各年度の4月1日以降に次条に規定する対象設備の設置工事を開始し、当該年度の3月末日までに当該工事を完了できるもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず、対象設備を設置することにより、新エネルギーの有用性を市民等に広く周知できると認められる事業者は、補助事業者とすることができる。

(対象設備)

第3条 対象設備は、太陽光発電システム（太陽電池出力3kW以上）とする。

(補助金の額)

第4条 第2条に規定する補助金の額は予算の範囲内において決定し、太陽電池出力1kWあたり3万円とし、21万円（7kW）を上限とする。

(募集及び応募方法)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、応募申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(予定者の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された応募申込書を提出の順に審査し、補助金の交付予定となる補助事業者（以下「予定者」という。）を決定する。

2 市長は、前項の規定により予定者を決定したときは、補助金交付予定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の交付予定通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

4 市長は、予定者とならなかった補助事業者に対して、補助金申込の結果について（第3号様式）により通知するものとする。

(工事着工届の提出)

第7条 前条第1項の規定による予定者で、補助金交付予定通知書に記載された通知の日以前に対象設備の設置工事を開始した者については、補助金交付予定通知書に記載された日から起算して30日以内、その他の者については、対象設備の設置工事を開始した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、工事着工届（第4号様式）を市に提出しなければならない。

2 予定者が、前項の工事着工届を定められた期間内に市に提出しなかったときは、市長は予定者の決定を取り消すこととする。

(計画変更・中止の承認)

第8条 予定者は、対象設備の設置工事の内容を変更するとき、又はやむをえない理由により対象設備の設置を中止しようとするときは、あらかじめ計画変更(中止)承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する計画変更(中止)承認申請書の内容が適正であると認めるときは、計画変更(中止)承認通知書(第6号様式)により、予定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。

(補助金交付の決定及び額の確定)

第9条 予定者は、対象設備の設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(兼 設置完了報告書)(第7号様式)を市に提出しなければならない。

2 市長は、補助金交付申請書(兼 設置完了報告書)が提出されたときは、必要な審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、当該予定者に対して、交付決定通知書(兼 額の確定通知書)(第8号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者(以下、「補助対象者」という。)は、補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助金交付請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(検査)

第11条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助対象者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(管理)

第12条 補助対象者は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 前項の場合において、補助対象者は、天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により対象設備が毀損され又は、滅失したときは、その旨を市に届け出なければならない。

(処分の制限)

第13条 補助対象者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第10号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第2項の規定による交付決定の全部または一部を取消することができる。

(1) 補助対象者が法令、本要綱、要領又はそれらに基づく市の処分若しくは指示に違反

した場合

(2) 補助対象者が補助金を対象設備の設置以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象者が本補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

2 補助対象者は、市が前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、市の請求に応じ、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 補助対象者は、第13条の規定により承認を受けて対象設備を処分した場合において、市の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(責務)

第15条 補助金の交付を受けた者は、市の求めに応じ、新エネルギーによる使用状況調査報告書(第11号様式)を提出しなければならない。

(協力)

第16条 市は、補助金の交付を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項に協力を求めることができる。

(1) 従業員向けに市の出前講座等を利用して地球温暖化防止の啓発を図ること。

(2) その他国、県及び市が行う地球温暖化対策事業に対し協力すること。

(雑則)

第17条 この要綱の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

この要綱は、平成20年8月15日から施行する。

15 . 四日市市温泉法施行細則

(趣旨)

第一条 温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)の施行については、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(温泉利用許可申請書)

第二条 省令第7条第1項の規定による温泉利用許可申請書は、第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 温泉利用地付近の地形図
 - 二 次に掲げるものの写真
 - イ 温泉のゆう出地
 - ロ 利用施設の全景
 - ハ 浴槽又は飲泉施設若しくはこれに類する施設
 - 三 温泉のゆう出地から利用施設に至る引湯管の敷設平面図
 - 四 利用施設の平面図及び浴用又は飲用設備等の構造図
 - 五 温泉分析書の写し(飲用の場合は、温泉飲用水質試験成績書を含む。)
- 2 省令第7条第2項第3号の規定による誓約書は、第1号様式の2によるものとする。

(温泉利用許可承継承認申請書)

第二条の二 省令第8条及び第9条の規定による承継承認申請書は、第1号様式の3によるものとする。

2 省令第8条第2項第2号又は第9条第2項第3号による誓約書は、第1号様式の2によるものとする。

(温泉成分等揭示内容届出書)

第三条 省令第11条の規定による温泉成分等揭示内容届出書は、第2号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して法第15条第1項の許可のあった日から10日以内に市長に提出しなければならない。

- 一 温泉分析書の写し
- 二 揭示場所を示す平面図
- 三 加水、加温又は循環(循環ろ過を含む。以下「加水等」という。)された温泉を公共の浴用に供する場合は、当該加水等に係る設備の構造及び配置を示す図面
- 四 温泉に入浴剤を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称に関する表示の写し
- 五 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、消毒装置の構造及び配置を示す図面その他の消毒方法を説明した書類

(廃止届出書)

第四条 法第 15 条第 1 項の許可を受けた者 (以下「温泉利用者」という。) は、公共の浴用又は飲用に供することを廃止したときは、遅滞なく第 3 号様式による温泉利用廃止届出書を市長に提出しなければならない。

(住所・氏名変更届出書等)

第五条 温泉利用者は、その住所又は氏名 (法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地) を変更したときは、遅滞なく第 4 号様式による住所・氏名変更届出書 (利用) を市長に提出しなければならない。

2 温泉利用者は、温泉利用施設の管理者を変更したときは、遅滞なく第 5 号様式による温泉利用施設管理者変更届出書を市長に提出しなければならない。

(温泉ゆう出量 (温度、成分) 変化届出書)

第六条 温泉利用施設の管理者は、温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい変化があると認めたとときは、遅滞なく第 6 号様式による温泉ゆう出量 (温度、成分) 変化届出書を市長に提出しなければならない。

(温泉利用状況報告書)

第七条 温泉利用施設の管理者は、温泉のゆう出量、温度、利用状況等を毎年 3 月末日現在で取りまとめ、第 7 号様式による温泉利用状況報告書を市長に提出しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第八条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、2 部とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に温泉法施行細則 (三重県規則第 24 号) に基づいている書類等は、温泉法施行細則の規定に基づいている書類とみなす。

16 . 四日市市温泉法施行要領

第一 趣旨

温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）の施行については、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び四日市市温泉法施行細則（平成20四日市市規則第61号以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第二 温泉利用許可申請書

省令第7条第1項の規定による温泉利用許可申請書は、細則第2条第1項に定める第1号様式とし、省令、細則及び本要領の定めるところにより、その添付書類は次のとおりとする。

なお、法第15条第1項の許可を受けた者（以下「温泉利用事業者」という。）が変更するときは、細則第4条に定める第3号様式による温泉利用廃止届出書を許可申請書と併せて市長に届け出ること。

- 一 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 二 法人格のない団体および共同申請の場合は、代表者を証する委任状、議事録、規約、会則等又は共同申請者の住所、氏名を記した連署
- 三 温泉利用地付近の地形図
 - ア 温泉利用地付近の縮尺1/25,000の地形図
 - イ 当該施設の所在地を明示した縮尺1/1,000～1/5,000の地形図
- 四 温泉のゆう出地から利用施設に至る引湯管の布設平面図
ゆう出地については、申請書に記載した全てを表示し、引湯管についてはその口径、材質、距離を表示すること。
- 五 利用施設の平面図及び浴用又は飲用設備等の構造図
 - ア 浴室、浴槽、じゃ口、飲用設備等の位置及び配管状況を明示した利用施設全体の平面図及び浴室設備等の構造図
 - イ 循環ろ過装置、加熱装置等特殊装置を設備しているときはその構造図
- 六 温泉分析書の写し〔飲用の場合は、温泉飲用水質試験成績書を含む。〕
成分の分析は法第18条第2項の規定による。〔飲用の場合は、「昭和61年7月14日付け環自施第244号の温泉利用基準の一部改正について（通知）」及び「平成19年10月1日付け環自総発第71001002号温泉利用基準（飲用利用基準）の一部改正について」により検査したものであること。〕
- 六の二 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
細則第2条第2項に定める第1号様式の2によるもの
- 七 細則第2条第1項で規定する以外に原則として添付する書類
 - ア 申請者が温泉源より温泉を採取する者（「温泉採取者」という。）と異なる場合は、供給契約書又は承諾書等の写し
 - イ 利用施設の浴槽の容積の計算書

ウ 飲用の場合は施設の管理方法を記載した書類

エ 硫化水素含有泉利用施設においては、換気状態等を記載した書類

第二条の二 温泉利用許可申請等の取り下げ願

次の行為をしようとする者は、所定の様式により、その旨を市長に届け出なければならない。

- 1 温泉利用許可申請書を提出した者がこれを取り下げるときは、要領第1号様式による申請取り下げ願
- 2 温泉利用許可を受けた者がこれを取り下げるときは、要領第2号様式による許可取り下げ願

第三 温泉利用許可承継承認申請書

温泉利用許可承継承認申請書は、細則第2条の2に定める第1号様式の3とする。

第四 温泉成分等揭示内容届出書

温泉成分等揭示内容届出書は、細則第3条に定める第2号様式とし、その添付書類は次のとおりとする。

- 一 温泉分析書の写し
成分の分析は法第18条第2項の規定による。
- 二 揭示場所を示す平面図
揭示場所については、赤丸で記入し「揭示場所」と記載すること。
- 三 加水、加温又は循環（循環ろ過を含む。以下「加水等」という。）された温泉を公共の浴用に供する場合は、当該加水等に係る設備の構造及び配置を示す図面
加熱装置、循環ろ過装置等の設備の構造図及び当該設備の位置を明示した利用施設全体の平面図
- 四 温泉に入浴剤を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称に関する表示の写し
入浴剤の容器包装に係る製品表示（製品の名称、製造（販売）会社名、主要な成分等の表示）の写し
- 五 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、消毒装置の構造及び配置を示す図面その他の消毒方法を説明した書類
消毒装置を設備しているときは、当該設備の構造図及び当該設備の位置を明示した利用施設全体の平面図

第五 現地調査

市担当吏員の現地調査にあたって、申請者（申請者が出席できない場合は申請内容に詳しい代理人）は、調査に立会うものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

17.四日市市建築物における衛生的環境の確保に関する法律 事務取扱要領

第1章 総 則

(目的)

第1 この要領は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号。以下「令」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2章 特定建築物

(使用の届出)

第2 法第5条第1項又は第2項の規定に基づく届出は、特定建築物使用届出書（第1号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第5条第4項に該当する届出を受けたときは、その旨を三重労働局長に（第2号様式）により通知するものとする。

(変更・廃止の届出)

第3 法第5条第3項の規定に基づく届出は、特定建築物変更届出書（第3号様式）又は特定建築物廃止届出書（第4号様式）により行うものとする。

(帳簿書類の備付け)

第4 法第10条の規定に基づく帳簿書類は、別表1から別表11を参考として作成し、規則で定められている期間備え付けるものとする。

第3章 指導監督

(立入検査)

第5 法第11条第1項の規定による立入検査は、特定建築物立入検査表（第10号様式）により行うものとする。

(改善指導等)

第6 第5の立入検査の結果、不備を認めるときは、指導票（第12号様式）の交付に

より改善指導等の措置を講ずるものとする。

第4章 雑 則

(台帳の作成)

第7 法第5条第1項又は第2項の届出にあたっては、特定建築物届出台帳(第13号様式)をその都度作成するものとする。

(書類の提出)

第8 書類の提出先、添付書類、提出部数及び提出期限等は別表一書類及び関係書類一覧表のとおりとする。

附則

1. この要領は平成20年4月1日から施行する。

18.四日市市水道事務取扱要領

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 この要領は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。)水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「規則」という。)及び三重県小規模水道条例(昭和 41 年条例第 40 号。以下「条例」という。)三重県小規模水道条例施行規則(昭和 41 年規則第 47 号。以下「条例施行規則」という。)の円滑な運用を図ることを目的とする。

第 2 章 専 用 水 道

(確認の申請)

第 2 法第 32 条の規定に基づき市長の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書(第 20 号様式)により行うものとする。

申請書の添付書類は「水道事業等の認可の手引き(昭和 60 年 6 月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課連絡)」を参考とするものとする。

2 環境保全課長は、前項の工事設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合すると認められたときは確認書(第 21 号様式)を交付するものとする。

3 環境保全課長は、第 2 の 1 の申請を受理した場合において、当該工事の工事設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合しないと認められたとき、又は適合するかしないかを判断することができないときは確認不適合通知書(第 22 号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

(記載事項の変更)

第 3 法第 33 条第 3 項の規定の基づく届出は、第 4 号様式により行うものとする。

(軽微な変更)

第 4 確認申請書の記載事項のうち、給水量、水源の種別、取水地点及び基幹施設の構造以外にかかる軽微な変更を生じたとき並びに給水量の増加を伴わない特定の浄水施設(普通沈殿池、薬品沈殿池、高速凝集沈殿池、緩速ろ過池、急速ろ過池、膜ろ過設備、エアレーション設備、除鉄設備及び除マンガン設備)を用いる浄水方法への変更を生じたときは、専用水道変更届出書(第 23 号様式)により、届出を行うものとする。

(施設使用の報告)

第 5 すでに設置されている水道施設が、供給内容等の変更により専用水道に該当するに至ったときは専用水道施設使用報告書(第 24 号様式)により報告するものとする。

(承継の報告)

第 6 専用水道を承継したものは、専用水道承継報告書(第 25 号様式)により報告するものとする。

(廃止の報告)

第 7 専用水道を廃止したときは、専用水道廃止報告書(第 26 号様式)により報告するものとする。

(給水の開始)

第 8 市長の認可を受けた事業について、法第 34 条第 1 項の規定に基づく届出は、給水開始届出書(第 10 号様式)により行うものとする。

(水道技術管理者)

第 9 法第 34 条第 1 項の規定に基づき水道技術管理者を設置(変更)したときは、水道技術管理者設置(変更)報告書(第 14 号様式)により報告するものとする。

(水質検査)

第 10 法第 39 条第 1 項の規定に基づき実施した水質検査(ただし、規則第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる検査を除く。)の結果が「水質基準に関する省令(平成 15 年 10 月 10 日厚生労働省令第 101 号)」に定める基準に適合しないときは、直ちにその原因を調査するとともに必要な対策を講じ、その結果を水質調査報告書(第 15 号様式)により報告するものとする。

(健康診断)

第 11 法第 34 条第 1 項の規定に基づき、健康診断を実施した結果、異常があった場合は、直ちに必要な対策を講じ、その結果を健康診断報告書(第 16 号様式)により報告するものとする。

(給水の緊急停止の通報)

第 12 法第 34 条第 1 項の規定に基づき給水の緊急停止を行ったときは、直ちに環境保全課長に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道事故報告書(第 17 号様式)により通報するものとする。

2 環境保全課長は、前項の通報を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。

(業務の委託)

第 13 法第 34 条第 1 項の規定に基づく届出は、第 18 号様式により行うものとする。

(断減水の通報)

第 14 湯水、風水害、地震等により、水道に断減水が生じたときは直ちに環境保全課長に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道断減水状況報告書(第 19 号様式)により報告するものとする。

2 環境保全課長は、前項の通報を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。

3 断減水の原因となった風水害、地震等の自然災害が一定規模以上のものであり、かつその災害復旧事業が、国庫補助の対象として認められる場合は、前 2 項の規定によるほか「水道施設災害復旧事業の事務処理(昭和 50 年 9 月 19 日環水第 83 号厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知)」により報告するものとする。

第 3 章 簡易専用水道

(設置(変更)の報告)

第 15 簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置報告書(第 27 号様式)により報告するものとする。

2 前項の報告書記載事項等に変更を生じたときは、簡易専用水道変更報告書(第 28 号様式)により報告するものとする。

(準用規定)

第 16 第 6 及び第 7 の規定は、簡易専用水道設置者について準用する。

第 4 章 小規模水道

(準用規定)

第 17 第 2 から第 12 及び第 14 の規定は、小規模水道設置者について準用する。

この場合において、第 3 中「法第 33 条第 3 項」とあるのは「条例施行規則第 4 条」と、「第 4 号様式」とあるのは「条例施行規則第 2 号様式」と、第 8 中「法第 34 条第 1 項」とあるのは「条例第 8 条第 1 項」と、「給水開始届出書」とあるのは「小規模水道給水開始届(条例施行規則第 4 号様式)」と、第 9 中「法第 34 条第 1 項」とあるのは「条例第 9 条」と、「水道技術管理者」とあるのは「小規模水道管理者」と、「報告書(第 14 号様式)」とあるのは「届(条例施行規則第 5 号様式)」と、第 10 の 1 中「法第 39 条第 1 項」とあるのは「条例第 10 条第 1 項」と、第 11 中「法第 34 条第 1 項」とあるのは「条例第 11 条第 1 項」と、第 12 中「法第 34 条第 1 項」とあるのは「条例第 13 条第 1 項」と、第 2 の 1 中「法第 32 条」とあるのは「条例第 5 条」と、「専用水道布設工事設計確認申請書」とあるのは「小規模水道布設工事確認申請書(条例施行規則第 2 号様式)」と、第 2 の 2、3 中「法第 5 条」とあるのは「条例第 4 条」と、第 4 から第 7 中「専用水道」とあるのは「小規模水道」と、第 7 中「廃止」とあるのは「休止又は廃止」と、「専用水道廃止報告書」とあるのは「小規模水道休止(廃止)届(条例施行規則第 3 号様式)」と読み替えるものとする。

第 5 章 指導監督

(立入検査)

第 18 法第 39 条第 2 項、第 3 項及び条例第 16 条第 1 項の規定に基づく立入検査の結果、水道施設等に不備を認めるときは、水道立入検査指導票（第 29 号様式）の交付により措置するものとする。

第 6 章 雑則

(書類の提出)

第 19 書類の提出先添付書類、提出部数等は別表 - 1 のとおりとする。
2 別表 - 1 の様式のうち番号の記載のないものについては欠番とする。

附 則

1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

19.四日市市水浴場指導要領

第1 趣旨

この要領は、水浴場における公衆衛生の向上と水質保全の確保及びプールの安全確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、「水浴場」とは、多数人が利用する遊泳用プール（学校における水泳プールを除く。）をいう。

2 この要領において、「都市公園内のプール」とは、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）の規定に基づく公園施設としてのプールをいう。

第3 責務

水浴場の開設者及び管理責任者（以下「責任者」という。）は、水浴場の適正な設置及び管理に努めるものとする。

第4 指導

環境保全課長は、必要に応じて責任者に対し、水浴場の適正な管理について指導するものとする。

第5 水質基準、施設基準、維持管理基準及び水質検査等

多数人が利用する遊泳用プール（学校における水泳プールを除く。）の水質基準、施設基準及び維持管理基準については別添1「遊泳用プールの衛生基準（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知による）」に基づくものとする。

第6 安全確保

多数人が利用する遊泳用プール（学校における水泳プール、教育委員会が管理するプール及び都市公園内のプールを除く。）の安全確保については、別添2「プールの安全標準指針（平成19年3月、文部科学省、国土交通省）」に基づくものとする。

第7 報告

水浴場を開設しようとする者は、あらかじめ次の事項について、水浴場開設報告書（第1号様式）により環境保全課長に報告するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 水浴場の名称及び所在地
- 三 開設期間
- 四 設備概況

2 前項により報告した者は、前項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項に変更があったとき、又は、前項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、水浴場変更報告書（第2号様式）により、また、水浴場を廃止したときは水浴場廃止報告書（第3号様式）により、環境保全課長に報告するものとする。

3 責任者は、遊泳用プール開設中の水質検査結果が水質基準に適合しないときは、ただちに環境保全課長に報告するものとする。

附則

- 1 この要領は平成20年4月1日から実施する。
- 2 平成19年6月15日に現に遊泳用プールを開設している者については、プール本体の水の容量の合計がおおむね100m³未満の遊泳用プールにおいては、遊泳用プールの衛生基準第3施設基準及び第4維持管理基準の適用を当分の間猶予する。

20．四日市市環境学習センター条例

(平成8年3月26日 四日市市条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、四日市市環境学習センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、市民が人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した行動がとれるよう学習の振興を図り、もって本市の良好な環境の保全と創造に資するため、四日市市本町9番8号本町プラザ内に四日市市環境学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

(事業)

第3条 センターは、前条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 知識の普及及び意識の啓発に関すること。
- (2) 研修事業に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民、環境保全活動団体等の交流及び活動の支援に関すること。
- (5) 環境学習に関する調査研究に関すること。
- (6) その他環境学習の推進に関すること。

(入場の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めたる者
- (3) その他センターの管理上支障があると認めたる者

(損害賠償)

第5条 使用者は、センターの施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則 平成16年12月28日条例第52号抄

施行期日 1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

21. 四日市市環境学習センター条例施行規則

(平成8年7月16日 四日市市規則第32号)

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市環境学習センター条例(平成8年四日市市条例第11号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市環境学習センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用者の資格)

第4条 図書及びビデオテープ(以下「図書等」という。)をセンター外で利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) その他特に市長が認めた者

(利用手続)

第5条 図書等をセンター外で利用しようとする者は、個人貸出申込書(別記様式)によって登録を行い、別に定める貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券は、利用しようとする者の氏名及び住所の確認できる者に交付する。

(利用数及び期間)

第6条 センター外で利用できる図書等は、1回の利用期間につき図書は3冊以内、ビデオテープは2本以内とする。

2 図書等の利用期間は、貸出を受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。

(センター外利用を禁止する図書等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する図書等は、センター外で利用することができない。

- (1) 貸出禁止を表示した図書等
- (2) その他市長が指定する図書等

(使用者の遵守事項)

第 8 条 使用者及びセンターを利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていないセンター施設を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに壁、扉等に張り紙をし、くぎ類を打つなどセンター施設その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他市長が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 2 月 4 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 7 年 2 月 7 日から施行する。